

財政用語ミニ解説

用語	定義・見方	算式
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示す。	標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額 ※標準税収入額等とは、地方税、地方譲与税等の理論標準的な収入見込額をいう。
財政力指数	当該地方公共団体の財政力を表す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３カ年の平均値をいう。「１」に近く、あるいは「１」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「１」を超えると普通交付税の不交付団体となる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad \text{の３カ年平均}$
經常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費等の義務的經常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした經常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。	$\frac{\text{經常経費充当の一般財源の額}}{\text{經常一般財源}} \times 100 (\%)$
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で、良好な財政運営を行っているかどうかを示す指標。実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で示される。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
実質収支	決算収支を表すもので、累年による黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剰余も考えられる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支の中には実質的な黒字要素や赤字要素が含まれており、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのようになっただかを示す。	当該年度実質収支－前年度実質収支＋基金積立額（財政調整基金）＋地方債繰上償還額－基金取崩し額（財政調整基金）

用語		定義・見方	算式
財政健全化判断比率指標	実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
	連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
	実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。 地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 (\%)$
	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 (\%)$